

203 思想善導方策具体案要綱の件に付通牒〔昭和八年八月〕

閣甲第四三号 起 昭和八年八月 日 裁可 昭和 年 月 日 施
 案 昭和八年八月十五日 行 決定 昭和八年八月十五日 行 昭和 年 月 日

(注記1)

(注記2)

内閣総理大臣 花押 (廣藤)
 内閣書記官長 (堀切)
 外務大臣花押 (内田) 陸軍大臣花押 (荒木) 文部大臣花押 (鳩山) 通信大臣花押 (南)
 内務大臣花押 (山本) 海軍大臣花押 (天角) 農林大臣花押 (後藤) 鉄道大臣花押 (三宅)
 大蔵大臣花押 (高橋) 司法大臣花押 (小島) 商工大臣花押 (中島) 拓務大臣花押 (永井)

(注記3)

別紙思想対策協議委員報告思想善導方策具体案要綱ヲ審査スル
 ニ右ハ大体ニ於テ相当ノ儀ト被認ニ付右報告ニ基キ關係各庁ニ
 於テ關係事項調査ノ上夫々其ノ実施ヲ期スルコトニ閣議決定相
 成然ルヘシ

關係各庁宛通牒案

〔昭和八年〕年〔八月〕月〔十六〕日

内閣書記官長

内務大臣
 大蔵大臣
 文部大臣
 宛宛 (各通)

今般思想対策協議委員ヨリ思想善導方策具体案要綱別紙ノ通報

告有之右ハ大体ニ於テ相当ノ儀ト認メ右報告ニ基キ關係各庁ニ於テ關係事項調査ノ上夫々其ノ実施ヲ期スルコトニ閣議決定相成候条依命此段及通牒候

思想対策協議委員ハ思想善導方策ノ具体案ニ付協議シタル結果本日別紙要綱ヲ議決シタリ
右及報告候

昭和八年八月^(加筆)十日

思想対策協議委員

内閣書記官長 堀切善次郎 印

思想善導方策具体案

思想対策ノ一トシテノ思想善導方策ハ、積極的ニ日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシメ国民精神ノ作興ニ努ムルコトヲ以テ其ノ根幹ト為スモ、一面ニ於テ不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図ルコト亦緊要ナリト思料セラル。其ノ具体案凡ソ左ノ如シ。

(一) 国家的指導原理タル日本精神ヲ闡明シ之ヲ普及徹底セシムルコト

(1) 敬神崇祖ノ美風ヲ益々振興シ關係方面ノ奮起ヲ促シ且其ノ活動ヲ積極的ナラシムルコト

(2) 国民精神文化研究所ヲ拡充シ其ノ機能ヲ充分發揮セシムルコト

(イ) 研究部ノ研究及其ノ結果發表ノ施設ヲ完備スルコト

(ロ) 事業部ニ屬スル教員研究科ヲシテ広く小学校・中等学校

・高等諸学校ノ教員、学校行政及社会教育關係者ノ研究ノ指導ヲ為サシムルコト

(ハ) 事業部ニ屬スル研究生指導科ヲ拡充シテ研究生ノ員數ヲ増加シ思想上ノ指導ヲ図ルコト

(3) 地方ニ国民精神文化研究所ノ支所トモ云フベキモノヲ設置シ之ヲ助成シテ小学校・実業補習学校ノ教員、青少年団指導者等ニ対シ日本精神ヲ中心トスル思想上ノ教養ヲ与ヘ以テ其ノ指導監督ノ徹底ヲ期セシムルコト

(4) 日本精神ノ研究者及研究指導団体ノ擁護助成ヲ図ルコト

(5) 日本精神ノ闡明及一般思想指導ニ關スル書籍資料ノ編纂刊行ヲ為シ又ハ之ヲ奨励助成シ、其ノ普及ヲ図ルコト

(6) 日本精神ノ闡明普及徹底ノ為ニ在郷軍人団、消防組、青少年団体、婦人団体、教化団体等ノ活動ヲ奨励助長スルコト

(7) 勞務者教育及成人教育等ニ於テ日本精神ヲ闡明普及徹底セシムルコト

(8) アラユル機会ヲ利用シ社会ノ各方面ニ於テ日本精神ノ闡明普及徹底ノ為ノ恒久的運動ヲ起スコト

(9) 言論界、興行界等ノ關係者ト協議シ、日本精神ノ闡明普及徹底ニ協力援助ヲ求ムルコト

(10) 学校其ノ他ニ於ケル思想上ノ指導監督施設ヲ完備スルコト

(11) 各府県ニ知事ヲ中心トスル思想問題ニ關スル調査、指導、連絡ノ機關ヲ構成セシメ之ヲ助成スルコト

(12) 思想上ノ理由ニ依ル被処分者ノ教化指導ニ努ムルコト

(二) 不穩思想ヲ究明シテ其ノ是正ヲ図ルコト

(1) 不穩思想ヲ究明スルコト

(イ) 現代思想ヲ分析研究スルコト

(ロ) 不穩思想ノ本質ヲ明ニシ、其ノ発生及伝播ノ原因ヲ討

ネ、不穩思想ニ基ク運動ノ状況及其ノ国家社会ニ及ボス

影響ヲ調査スルコト

(2) 不穩思想ノ是正ヲ図ルコト

(イ) 国家的指導原理タル日本精神ノ立場ヨリ不穩思想ヲ批判

克服スルコト

(ロ) 不穩思想ノ理論的實際的誤謬欠陥ヲ指摘シ之ヲ克服スル

コト

(注記1)

〔三橋〕

(注記2)

〔西〕

(注記3)

〔九〕(簿冊内件名番号)

〔昭和八年 公文雑纂 内閣 各種調査委員会 卷一ノ二〕
〔2A, 14, 2017〕